

U d a C i t y

資料編

D A T A

- 諮問書
- 答申書
- 宇陀市総合計画審議会条例
- 宇陀市総合計画策定体制
- 宇陀市総合計画策定の主な経緯
- 宇陀市総合計画審議会委員名簿
- 地域協議会での主な意見

■ 諮問書

宇企第460号
平成19年2月19日

宇陀市総合計画審議会
会長 松塚幾善 殿

宇陀市長 前田禎郎

宇陀市総合計画について（諮問）

宇陀市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、宇陀市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

■ 答申書

平成19年11月30日

宇陀市長 前 田 禎 郎 様

宇陀市総合計画審議会
会長 松 塚 幾 善

宇陀市総合計画について（答申）

平成19年2月19日宇企第460号で諮問のあった宇陀市総合計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、総合的かつ計画的な施策を推進する計画として概ね妥当なものと考えます。

今後、計画の推進にあたっては、本審議会の答申を十分に尊重され、特に下記の事項に留意されるよう意見を付して答申とします。

記

1. 新しく町村合併で誕生した本市にとっては、市民の一体感の醸成と地域の均衡ある持続可能な発展が大切である。総合計画の将来像である『自然と共生し、歴史・文化が育む ふれあいと活力あるまち 宇陀市』の実現に向け、新しいまちづくりに努力されたい。
2. 少子高齢社会の進行や地域経済の低迷によって、本市においては定住・交流人口の増加と地域力の再生が急務である。企業誘致を始め、さまざまな定住・交流施策の促進を図り、市民との協働・参画を積極的に進め、市民主体のまちづくりを推進されたい。
3. 基本計画については、財政状況の厳しさが増すなか、行財政改革を積極的に進める意味からも、主要事業など見直すべきものは見直しを行われたい。
また、財政の裏づけと実効性のある計画として「実施計画」の策定を行うとともに、事業の優先性や緊急性を考慮し、社会情勢の変化に素早く対応しながら、必要に応じて計画の修正を行われたい。
4. 基本計画における施策や事業について、策定後の実施状況や効果などを点検し、進行管理を行うように努められたい。
5. まちづくりの方向性について、市民に理解と協力・参画が得られるよう、本計画の趣旨と内容を広く、わかりやすく周知されたい。

以上

■ 宇陀市総合計画審議会条例

平成18年6月14日
条例第222号

(設置)

第1条 宇陀市の総合的な計画の策定及び実施に関する事項を調査審議するため、宇陀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇陀市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体等の役員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するときまでとする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

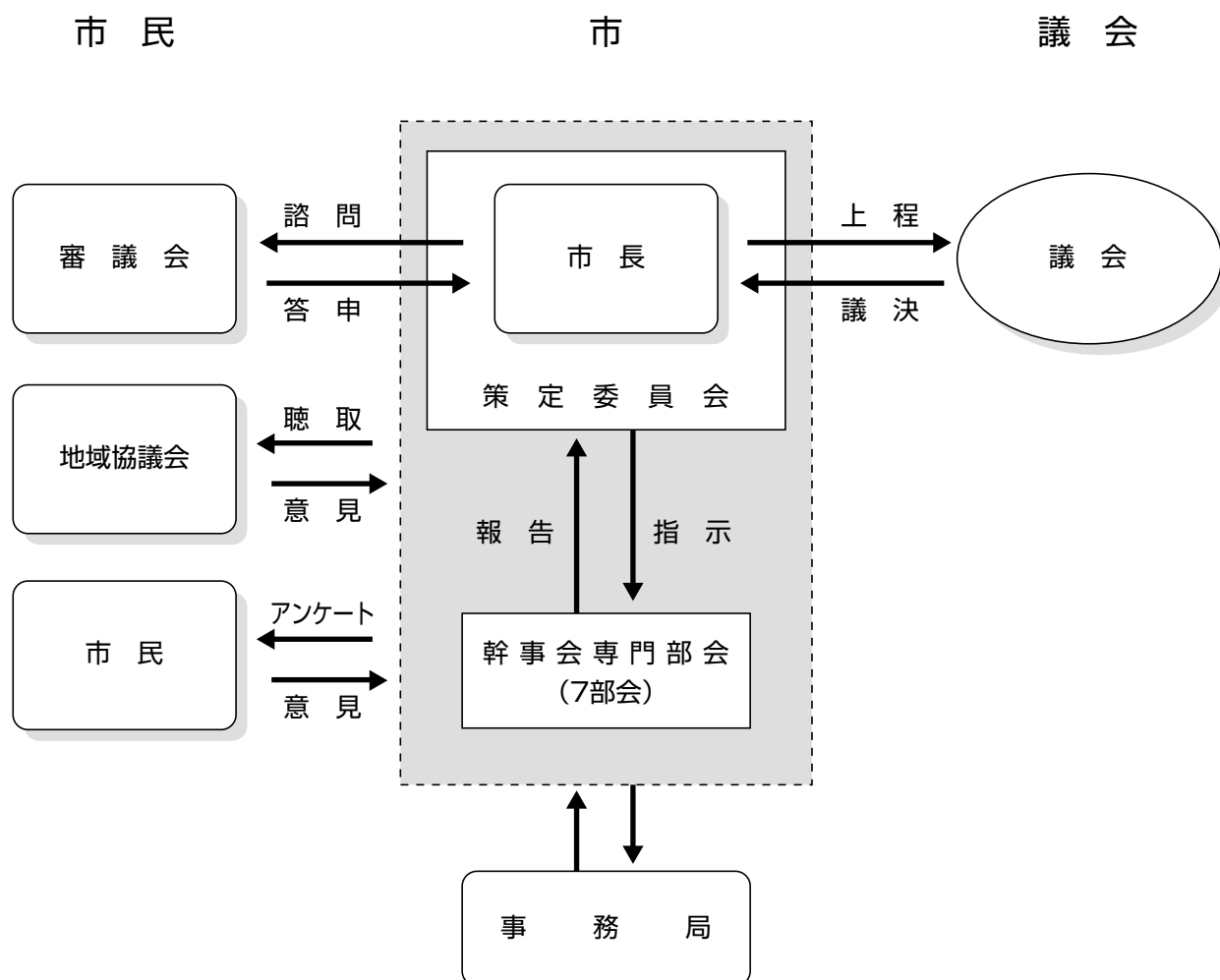
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ 宇陀市総合計画策定体制



組織名	役割
総合計画審議会	市長の諮問に応じて、総合計画策定に関し、意見を述べる。
地域自治区 地域協議会	大字陀・菟田野・榛原・室生区の4地域協議会において、地域自治区の設置に関する協議第10条第2項の規定に基づき、関連事項として意見聴取。
総合計画策定委員会	総合計画策定の総括。市長、副市長、教育長、区長、部長で構成。
総合計画幹事会 専門部会	総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査、研究及び当該部門の計画試案の作成。「総務・企画財政」「市民環境」「保健・福祉」「農林商工」「都市整備・土木」「教育」「美榛苑・文化体育事業団」の7部会の関係課長で構成。

宇陀市総合計画策定の主な経緯

年	月 日	内 容
平成18年	6月26日	宇陀市総合計画審議会条例及び関連補正予算が議会で可決
	6月30日	宇陀市総合計画策定業務委託業者選定委員会設置要綱を制定
	7月14日	宇陀市総合計画策定業務委託にかかる企画提案説明・ヒアリング会（プロポーザル方式）を実施し、宇陀市指名業者で旧4町村の総合計画策定業務に携わった3業者が参加 同日選定委員会を開催し、審査の結果、選定基準に基づく採点結果が最高点であった業者に決定
	7月25日	宇陀市総合計画策定業務委託契約を締結（～20年3月31日）
	10月11日	宇陀市総合計画策定委員会設置要綱を制定、庁内策定体制を組織する
	11月 1日	宇陀市総合計画策定業務に伴うアンケートを実施（～15日） ・住民意識調査（16歳以上の市民3,000人対象、無作為抽出） ・中学生用アンケート（市内4中学校998名を対象） ・ご意見箱用アンケート（広報うだ11月号折り込み配布、全世帯対象）
	11月 2日	地域振興開発特別委員会で総合計画の策定状況を報告
平成19年	1月18日	第1回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	1月26日	第1回総合計画策定委員会
	2月19日	第1回総合計画審議会の開催、委嘱・諮問 総合計画策定業務に伴うアンケート調査結果報告
	3月	将来人口・将来像・基本構想（素案）の作成
	4月20日	第2回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	4月23日	地域開発振興特別委員会にて 総合計画策定状況を報告
	5月25日	第2回総合計画策定委員会
	5月29日	第2回総合計画審議会 将来人口・将来像・基本構想（素案）を審議
	6月26日	室生区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	6月27日	菟田野区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	6月28日	直接評価法に基づく重み付けアンケート記入説明会
	6月29日	大宇陀区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	7月 3日	榛原区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	7月19日	第3回総合計画策定委員会幹事会専門部会（ゾーニング）
9月18日	総務文教常任委員会で総合計画策定状況を報告	

年	月 日	内 容
平成19年	9月27日	第4回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	9月28日	第4回総合計画策定委員会幹事会専門部会（2日目）
	10月2日	第3回総合計画策定委員会
	10月10日	第3回総合計画審議会 基本構想（修正案）・基本計画（素案）の検討
	10月26日	第4回総合計画策定委員会
	11月7日	第4回総合計画審議会 基本構想（修正案）・基本計画（修正案）の検討
	11月12日	室生地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月14日	菟田野区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月15日	榛原区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月16日	大字陀区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月21日	第5回総合計画策定委員会
	11月22日	行政改革特別委員会にて 総合計画における行政改革の反映状況について
	11月30日	第5回総合計画審議会 審議会から市長へ答申
	12月7日	議会に基本構想を上程、提案説明
	12月14日	議員全員協議会・総務文教常任委員会において基本構想・基本計画について審議し、可決
12月20日	本議会において基本構想を可決	

■ 宇陀市総合計画審議会委員名簿

宇陀市総合計画審議会条例第3条に規定する組織は、次のとおりとする。

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第1号に規定するもの

市 議 会 議 員	小 林 一 三
	泉 岡 正 昭
	土 井 英 治

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第2号に規定するもの

行 政 委 員 会 の 委 員	多 田 宏 司	宇陀市民生児童委員連合会会長
	西 岡 清	宇陀市農業委員会会長
	伊地知 徳 春	宇陀市都市計画審議会会長

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第3号に規定するもの

公 共 的 団 体 等 の 役 員	芳 村 壽 郎	宇陀市連合商工会会長
	前 田 貢 (H19.2.19~3.31)	宇陀市老人クラブ連合会会長
	森 開 熙 (H19.5.29~)	
	森 井 義 實 (H19.2.19~6.7)	宇陀市自治連合会会長 (総合計画審議会副会長)
	西 田 勇 (H19.10.10~)	
	三本木 康 祐	宇陀市森林組合代表理事組合長
	松 塚 幾 善	宇陀市観光連盟会長 (総合計画審議会会長)

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第4号に規定するもの

学 識 経 験 者	森 本 光 俊	大宇陀まちおこしの会代表
	勝 村 耕 平	元・奈良交通（株）副社長
	松 平 三千代	奈良県もてなしアドバイザー
	稗 田 睦 子	「榛（はしばみ）の会」代表
	峯 山 久 恵	元・県児童相談員

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第5号に規定するもの

その他市長が必要と認める者	森 田 博	宇陀市副市長
	岸 岡 寛 式 (H19.2.19~3.28)	宇陀市教育長
	向 出 公 三 (H19.5.29~)	

(順不同、敬称略)

■ 地域協議会での主な意見

■ 基本構想（将来像・目標フレーム・ゾーン別整備方針）

【平成19年6月26日～7月3日】

若者の定住・交流人口について

交流人口の増加を図る上で、観光業との位置づけを明確にすべきである。

若者の定着化を図る上では産業振興が大切で、職住隣接していることが重要である。大和高原工業団地の実現に向けて市は積極的に県へ働きかけることが重要である。また、地元が本気で取り組む姿勢を示すべきである。

若者の定住化を図れるように心がけてほしい。市街地活性エリアにすれば、市の中心地区だけが市内でも何事も集中してしまい、他はさびれてしまうのではないかと懸念されている。

若者の定住化や交流人口の増加のため、行政の組織として具体的な取り組みや方策はあるのか。今後の課題に向けた中心的な部署や組織づくりが重要である。

新たな定着人口の政策の展開、住むことによる税制などの政策メリットを考えてみるべきである。

定住人口を37,000人として考えず、人口減少を前提として考えるのはなぜか。現状維持をどうして初めから取り組まないのか。

この基本構想においては、美辞麗句で表現されているが、市民に経済力をもつことが大切。若者の定着化を図るためにも、若者の雇用環境の整備が大切である。

工業団地など若者たちが宇陀市に住みたいと思えるような構想になっていない。

若者がいなければ、まちは衰退していく。自然環境の保全で、若者の定着を図れるのか。

市内の地区では、高齢化と空き家が目立っている。今後も課題が多いが、若者の定住化につなげていける施策を計画に明確にすべきである。

若い人が何か新しいことを始めようとする、様々な規制等があってできないことが多い。そういったことから、どのように行政と市民・企業などが役割分担していくかを明記すべきである。

旧町村時代の総合計画をみても、人口30,000人で昼間人口という設定をしていたが、交流人口の増加にしても、事業を展開していく経費は必要になる。それだけの余裕・体力が宇陀市にあるのか。

今までの地域資源活用だけで、本当の活性化策ができるのか疑問である。工場誘致や若者定住化を図るにはこの構想では弱い気がする。

産業について

産業構造では、第1次産業は衰退してきているが、かならず物づくりが見直される時期が来る。団塊の世代の確保など第1次産業従事者の増加を図る施策が必要である。

ボランティアについて

健康な高齢者の活用策を考えるべきである。その高齢者と、若者・ボランティア団体が連携して里山を保全できる施策が必要。

高齢者はまだまだ元気であり、そういった高齢者人口の活用をもっとおこなうべきである。

協働社会の構築で、ボランティア団体の窓口は、行政側にあるのか。なければ、今後必要ではないのか。

医療について

アンケート調査でも、必要度に、医療・福祉の充実があったのであるから、基本構想にも入れるべきではないか。

市民病院の整備についても、合併してよかったといえるような、体制整備が必要である。

市民病院建設については、建物は3年間でできるが、医師の確保をどのようにし、経営していくのか。個人的な見解でいえば、総合病院をやめ、救急医療と老人ベッド床のみの病院でもよいのではないか。

合併について

県が示している宇陀郡・宇陀市・桜井市との合併構想は、今回の基本構想には触れていないがその方向性は。

新市まちづくり計画を言葉だけでふまえるのではなく、重点項目や主要施策は合併前からの約束であるので基本計画に活かしてほしい。

基本構想または計画について

地域自治区制度について、今後のまちづくりにおける位置づけを基本構想ではどのように触れるのか。

市民からみて、今後のまちづくりに向けて宇陀市がこのように取り組んでいくというのが、理解しやすい総合計画策定に努めてほしい。

基本構想というのは、その実現のために基本計画等で分野ごとに明らかにされていくものなので、具体論は必要ないと思われる。

市民協働という言葉を使用しているのなら、その役割分担とともに、規制緩和策など行政と市民が一体感を醸成できるための施策や、まちづくりをどのように進めていくかを明記すべきである。

地域協議会について

総合計画を策定するに際し、地域協議会の位置づけを明確にすることが大切であり、どこまで意見が反映されるかを知りたい。

実施計画を策定するための理由はなにか。また、地域協議会で当区の範囲で意見を述べてどれくらい反映されるのか。

■ 基本計画

【平成19年11月12日～11月16日】

財政について

宇陀川浄化センターのH28年4月からの移管問題について、財政負担が大きいので、国・県などの関係機関と十分に調整をしてほしい。

同和対策事業として頑張ってきた中で、交付税の2割のうち80%が交付税算入されている。その努力分が市政の人権施策に反映されてしかるべきである。

本計画を実行する財政力がどこに今の宇陀市にあるのか。この計画を実現化するとすれば、莫大な財源が必要になってくる。

集中と選択に心がけるならば、計画の不必要なものをそぎ落として棚卸しを行い、いかに経営が成り立ち、農林業者が増加し、自立的に生活できる施策の充実を行うべきである。企業が経営計画を立てる場合には、強みを伸ばし、不採算は削る。また金の裏づけと時系列のない計画は意味がないと思われる。

子育て・教育について

少子化対策等の具体的な取り組みや市立病院の運営など、めざす方向性などが見えてこない。

教育面で、学校とPTAの関係など昔のように適正に行われているのか。社会を総がかりで子どもの教育にあたる取り組みが必要ではないか。

医療について

市民病院の建替え問題について、良い医者をどのように確保するかが問題である。また、高度医療をめざすより、2次的な中間的な医療機関としての必要性を感じる。

団塊世代が増え、高齢化が進む中、地域医療としては、ホスピス（終末期医療）としての市民病院の役割が必要ではないか。

農林・商工業について

500町歩に及ぶ遊休農地・耕作放棄地の対策について、具体的な方策をもっていないのか。このままでは、小規模農家が破壊されてしまう。

林業の担い手の育成が重要であるが、具体的な方策はないのか。

基本構想・基本計画にいえることであるが、どこの市町村でも通じるものとなっている。宇陀市の特性を活かすならば、宇陀市の将来は、企業誘致等よりも、農林業と歴史文化の一部が残るだけであると思う。

地場産業における優遇制度など、その歴史性や歩んできた経緯などを充分配慮してもらうように努めてもらいたい。

地域自治について

自主防災組織の立ち上げについて、消防団の加入や団員の高齢化で消防団では限界にきているように思うので、自治会等の自主防災組織の育成に努力してもらいたい。

地域の特性を活かしたまちづくりを行うべきで、現在の状況を見ると宇陀市内でも西部地域ばかりが発展しているように思える。学校の跡地利用で地元・指定管理者で努力していたり、既に地域再生制度の認定を受けていたりするのであるから、地元とよく調整して進めてもらいたい。

地域自治区と区長制度について、民主主義の根幹に関わる問題であり、合併前に地域自治区制度を選択した以上は、地域自治区や地域協議会及びその中心的な役割を担う区長は必要である。

まちづくりとして光るものがあればより良いが、それが何かを幅広く市民の意見を聞いてもよいのではないか。

計画の周知・実行について

この計画全体の進捗率や各施策の目標達成度などはどのように把握していくのか。実施計画で具体的な事業が出ると思うが、計画全体の達成度なども表記してもらいたい。また、行政改革との整合性を必ずもつべきである。

この計画について、市民には、広く周知をはかるべきではあるが、製本されたものの各戸配付までも必要ないと思われる。また、印刷製本にも多額の費用を注ぎこまないようにしてもらいたい。

その他

「県営大和高原工業団地」構想の進捗状況について、実現化を図るためには、企業誘致のための庁内組織体制の構築が必要であり、企業とパイプをつなぐ担当部署と専任職員が必要である。

道路は生活基盤の整備において、必要不可欠なものである。ただし、道路整備の優先順位を決めるために、基準を定め、公開していくべきである。

環境保全活動と経済活動は相反すると思われるが、その両立が本当にめざすことができるのか。

宇陀市総合計画

発行：宇陀市総務部企画課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原区下井足17番地の3

TEL：0745-82-8000 FAX：0745-82-3900

発行年月：平成20年3月

編集：(株)日本出版